

秋田県告示第276号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、次のとおり令和7年度地籍調査に関する事業計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき、公示する。

令和7年5月9日

秋田県知事 鈴木 健 太

- 1 (1) 調査を行う者の名称
秋田市
- (2) 調査地域
秋田市雄和平尾島
- (3) 調査期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 2 (1) 調査を行う者の名称
大館市
- (2) 調査地域
大館市沼館、釈迦内、商人留、芦田子、雪沢、東、大茂内、茂内、軽井沢、葛原、猿間、曲田、道目木及び十二所
- (3) 調査期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 3 (1) 調査を行う者の名称
男鹿市
- (2) 調査地域
男鹿市船越
- (3) 調査期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 4 (1) 調査を行う者の名称
鹿角市
- (2) 調査地域
鹿角市八幡平
- (3) 調査期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 5 (1) 調査を行う者の名称
大仙市
- (2) 調査地域
大仙市協和船岡及び太田町川口
- (3) 調査期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 6 (1) 調査を行う者の名称
藤里町
- (2) 調査地域
山本郡藤里町藤琴、矢坂、大沢及び粕毛
- (3) 調査期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 7 (1) 調査を行う者の名称
羽後町
- (2) 調査地域
雄勝郡羽後町大戸及び田代
- (3) 調査期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで